

提出図書

- 1 届出対象行為に係る事前の指導等の申出
- 2 行為の届出
- 3 国の機関又は地方公共団体の行為の通知

届 出 等		届 出 書	添 付 図 書
建 築 物 ・ 工 作 物	届出対象行為に係る 事前の指導等の申出 《条例第8条第1項》	届出対象行為に係る 事前指導等の申出書 【規則様式第4号】	① 付近見取図（略称）：『建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの』 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号》 《省令第1条第2項第一号》 ② 現況写真（略称）：『当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真』 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号》 《省令第1条第2項第一号》 ③ 配置図（略称）：『当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの』 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号》 《省令第1条第2項第一号》
	行為の届出 《法第16条第1項》	景観計画区域内における行為の届出書 【規則様式第1号】	④ 『景観形成基準対応説明書』【規則様式第2号】 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号》 《省令第1条第2項第四号、条例第7条第4項、規則第3条第4項》 ⑤ 各立面図（略称）：『次に掲げる基準に適合する図書』 一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。 二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 三 縮尺100分の1以上のものであること。 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号》 《省令第1条第2項第四号、条例第7条第4項、規則第3条第6項》
	国の機関又は地方公共団体の行為の通知 《法第16条第5項》	景観計画区域内における行為の通知書 【規則様式第9号】	⑥ 『その他参考となるべき事項を記載した図書』 《省令第1条第2項第三号》 ⑦ 『委任状』 届出等を、代理人が代理して届出等する場合は『委任状』を添付すること。 ※ 「届出対象行為に係る事前の指導等の申出」で支障がない場合は、「同申出」に添付した上記①から⑥までの図書のうち、知事が必要としないと認める図書の添付を省略することができる。 《条例第7条第2項》 この場合は、『「景観法第16条第1項の届出に係る添付図書の省略に関する通知書」（その他様式第1号）の写し』を、『行為の届出書』に添付すること。

届 出 等		届 出 書	添 付 図 書
物 件 の 堆 積	届出対象行為に係る 事前の指導等の申出 《条例第 8 条第 1 項》	届出対象行為に係る 事前指導等の申出書 【規則様式第 4 号】	① 付近見取図（略称）：『物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面（縮尺 2,500 分の 1 以上のもの）』 《条例第 8 条第 1 項、規則第 6 条第 1 項第二号》 《条例第 7 条第 2 項第一号、規則第 3 条第 3 項第一号》 ② 現況写真（略称）：『当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真』 《条例第 8 条第 1 項、規則第 6 条第 1 項第二号》 《条例第 7 条第 2 項第二号》 ③ 配置図（略称）：『当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの』 《条例第 8 条第 1 項、規則第 6 条第 1 項第二号》 《条例第 7 条第 2 項第三号、規則第 3 条第 3 項第二号》 ④ 『景観形成基準対応説明書【規則様式第 2 号】』 《条例第 8 条第 1 項、規則第 6 条第 1 項第二号》 《条例第 7 条第 2 項第四号、規則第 3 条第 4 項》 ⑤ 各立面図（略称）：『次に掲げる基準に適合する遮へい物に関する図書』 一 すべての立面を表示した 4 面以上の立面図（知事が 4 面以上の必要がないと認めるときは、2 面又は 3 面の立面図）であること。 二 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。 三 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 四 縮尺 100 分の 1 以上のものであること。 《条例第 8 条第 1 項、規則第 6 条第 1 項第二号》 《条例第 7 条第 2 項第五号、規則第 3 条第 5 項第一号》 ⑥ 『参考となるべき事項を記載した図書』 《条例第 7 条第 2 項第五号、規則第 3 条第 5 項第二号》 ⑦ 『委任状』 届出等を、代理人が代理して届出等する場合は『委任状』を添付すること。 ※ 「届出対象行為に係る事前の指導等の申出」で支障がない場合は、「同申出」に添付した上記①から⑤までの図書のうち、知事が必要としないと認める図書の添付を省略することができる。 《条例第 7 条第 2 項》 この場合は、『「景観法第 16 条第 1 項の届出に係る添付図書の省略に関する通知書」（その他様式第 1 号）の写し』を、『行為の届出書』に添付すること。
	行為の届出 《法第 16 条第 1 項 第四号 条例第 7 条第 2 項》	景観計画区域内における行為の届出書 【規則様式第 1 号】	
	国の機関又は地方公共団体の行為の通知 《法第 16 条第 5 項》	景観計画区域内における行為の通知書 【規則様式第 9 号】	

※ 前各添付書類に明示すべき事項は、次の表のとおりです。

図書の種類	明示すべき事項
① 付近見取図（略称）：『建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの』	一 縮尺 二 方位 三 道路 四 目標となる地物 五 届出等に係る敷地の区域 など
② 現況写真（略称）：『当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真』	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す <u>カラー</u> 写真
③ 配置図（略称）：『当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの』	一 縮尺 二 方位 三 敷地の境界線 四 敷地内における建築物、工作物又は物件の堆積の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 五 隣接する土地の建築物等の種類 六 現況写真の撮影方向 など
⑤ 各立面図（略称）：『次に掲げる基準に適合する図書』 一 すべての立面を表示した 4 面以上の立面図（知事が 4 面以上の必要がないと認めるときは、2 面又は 3 面の立面図）であること。 二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 三 縮尺 100 分の 1 以上のものであること。	一 すべての立面を表示した 4 面以上の立面図（知事が 4 面以上の必要がないと認めるときは、2 面又は 3 面の立面図）であること。 二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。※ 三 縮尺 四 方位 五 寸法 六 開口部の位置 七 外観の部分の材料の種類 八 仕上げの寸法 など ※ 二号については「建築物」又は「工作物」の場合であり、「物件の堆積」の場合は、以下のとおりである。 ・ 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。 ・ 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。

4 変更の届出

届 出 等		届 出 書	添 付 書 類
建築物・工作物・物件の堆積	変更の届出 《法第 16 条第 2 項 及び 条例第 7 条第 5 項》	景観計画区域内における行為の変更 届出書 【規則様式第 3 号】	法第 16 条第 1 項の規定による届出に添付した図書（当該変更が同条第 2 項の規定による届出をしたものに係る再度の変更である場合は、同条第 1 項及び第 2 項の規定により届け出た際に添付した図書）のうち、当該変更に関係のあるものであって当該変更の内容を表示したもの 《規則第 5 条》

提出部数

届出書等及びその添付図書の提出部数は次のとおりです。

	届 出 書 等 の 名 称	部 数
1	条例第8条第1項の規定による『届出対象行為に係る事前の指導等の申出』 「届出対象行為に係る事前指導等の申出書」【規則様式第4号】	2 部
2	法第16条第1項の規定による『行為の届出』 「景観計画区域内における行為の届出書」【規則様式第1号】	
3	法第16条第2項の規定による『変更の届出』 「景観計画区域内における行為の変更届出書」【規則様式第3号】	
4	法第16条第5項の規定による『国の機関又は地方公共団体の行為の通知』 「景観計画区域内における行為の通知書」【規則様式第9号】	1 部